

第162期定時株主総会招集ご通知に際しての その他の電子提供措置事項（交付書面省略事項）

事業報告

- 事業の経過及びその成果
- 対処すべき課題
- 会社の株式に関する事項
- 会社の新株予約権等に関する事項
- 社外役員に関する事項
- 会計監査人の状況
- 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況
- 財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

連結計算書類

- 連結株主資本等変動計算書
- 連結注記表

計算書類

- 株主資本等変動計算書
- 個別注記表

監査報告

- 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告
- 会計監査人の監査報告
- 監査役会の監査報告

（2025年4月1日から2026年3月31日まで）

第一工業製薬株式会社

電子提供措置事項のうち、上記の事項につきましては、法令及び当社定款第16条第2項の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主さまに対して交付する書面には記載しておりません。なお、上記は会計監査人及び監査役が監査報告を作成するに際して監査した事業報告、連結計算書類及び計算書類の一部であります。

企業集団の現況に関する事項

事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、地政学リスクの高まりを背景に原材料・エネルギー価格の上昇圧力が続くなか、金融政策を巡る不透明感や為替変動の影響もあり、先行き不透明な状況で推移しました。また、中国・アジア勢の供給拡大を背景とした国際的な価格競争の激化など、厳しい事業環境が継続しました。

一方、国内では生産活動に持ち直しの動きが見られるなど、景気は緩やかな回復基調で推移しました。個人消費については力強さを欠く状況が続いたものの、雇用環境の改善が下支えとなりました。また、円安の影響や脱炭素への対応、人手不足といった課題が顕在化するなか、各企業においては中長期的な成長を見据えた取り組みが進められています。

このような事業環境のもと、当社グループでは、ハイエンドサーバー向け低誘電樹脂材料及び電池用材料をはじめとする高収益製品が大きく伸長し、収益の拡大に大きく寄与しました。

その結果、売上高、営業利益、経常利益及び親会社株主に帰属する当期純利益は、いずれも前期比で増加し、過去最高を更新しました。

2025年4月から始動した中期経営計画「SMART 2030」の初年度は、順調な歩み出しとなり、次年度以降の成長に向けた確かな足掛かりを築きました。当社は年度標語に「挑戦し、選ばれる会社へ」を掲げ、引き続き、持続的な企業価値の向上に取り組めます。

当連結会計年度の業績としましては、『電子・情報』セグメントのハイエンドサーバー向け低誘電樹脂材料や『環境・エネルギー』セグメントの電池用材料の負極用水系複合接着剤が大幅に伸長したことから、売上高は828億86百万円（前期比13.1%増）となりました。

損益面につきましては、『電子・情報』セグメントや『環境・エネルギー』セグメントの売上高が伸長したことにより、営業利益は101億7百万円（前期比88.9%増）、経常利益は103億72百万円（前期比80.8%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は61億69百万円（前期比138.6%増）となりました。

以下、事業セグメントの概況をご報告します。

なお、当連結会計年度より、当社グループの報告セグメントの区分を、材料別の「界面活性剤」、「アメニティ材料」、「ウレタン材料」、「機能材料」、「電子デバイス材料」、「ライフサイエンス」の6セグメントから、分野別の「電子・情報」、「環境・エネルギー」、「ライフ・ウェルネス」、「コア・マテリアル」の4セグメントへ変更しています。また、前期比につきましては、変更後の区分方法により作成した前連結会計年度の数値と比較しています。

【単位：百万円】		161期	162期	増減額	増減率
電子・情報	売上高	25,050	30,507	5,457	21.8%
	営業利益	4,855	6,203	1,348	27.8%
環境・エネルギー	売上高	18,713	23,304	4,590	24.5%
	営業利益	△97	3,142	3,240	-
ライフ・ウェルネス	売上高	13,747	13,892	144	1.1%
	営業利益	291	599	307	105.6%
コア・マテリアル	売上高	15,743	15,182	△561	△3.6%
	営業利益	302	162	△140	△46.4%
合計	売上高	73,255	82,886	9,630	13.1%
	営業利益	5,351	10,107	4,756	88.9%

<電子・情報>

電子・情報セグメントの売上高は、総じて大幅に伸長しました。

ハイエンドサーバー向け低誘電樹脂材料が国内、海外ともに大幅に伸長しました。一方、ディスプレイ等に用いられる特殊界面活性剤は低調に推移し、難燃剤は大きく落ち込みました。

その結果、当セグメントの売上高は305億7百万円（前期比21.8%増）となりました。

営業利益は、高付加価値品の売上高が伸長したことにより、62億3百万円（前期比27.8%増）となりました。

<環境・エネルギー>

環境・エネルギーセグメントの売上高は、総じて大幅に伸長しました。

電池用材料の負極用水系複合接着剤が大幅に伸長しました。モビリティの電装部材に用いられる基板用封止剤や接着剤も大幅に伸長しましたが、環境配慮型の合成潤滑油は低調に推移しました。

また、太陽電池用途の高性能導電性ペーストは、国内は大幅に伸長しましたが、海外は大きく落ち込みました。

その結果、当セグメントの売上高は233億4百万円（前期比24.5%増）となりました。

営業利益は、高付加価値品の売上高が伸長したことにより、31億42百万円の営業利益（前期は97百万円の損失）となりました。

<ライフ・ウェルネス>

ライフ・ウェルネスセグメントの売上高は、総じて堅調に推移しました。

食品用途のショ糖脂肪酸エステルは国内、海外ともに堅調に推移し、化粧品用途は海外が堅調に推移しました。

石鹼・洗剤用途は低調に推移しました。

その結果、当セグメントの売上高は138億92百万円（前期比1.1%増）となりました。

営業利益は、ショ糖脂肪酸エステルを中心に採算性が改善したことにより、5億99百万円（前期比105.6%増）となりました。

<コア・マテリアル>

コア・マテリアルセグメントの売上高は、総じて低調に推移しました。

ゴム・プラスチック製品加工用途の難燃剤は低調に推移し、土木・建築用途のトンネル崩落防止剤は大幅に落ち込みました。

その結果、当セグメントの売上高は151億82百万円（前期比3.6%減）となりました。

営業利益は、販売費を中心とした営業経費の増加により、1億62百万円（前期比46.4%減）となりました。

対処すべき課題

当社グループは、「産業を通じて、国家・社会に貢献する」を社是とし、事業活動を通じて社会課題の解決に取り組んでいます。また、2030年のありたい姿として「社会のさまざまな課題を解決するスマート・ケミカルパートナー」を掲げ、これを実現するための挑戦を続けています。

2026年度は中期経営計画「SMART 2030」の2年目にあたり、初年度に定めた方針及び施策を着実に実行し、その成果を具体的な業績及び企業価値の向上として結実させていく重要な一年です。また、本年度の年度標語として「挑戦し、選ばれる会社へ」を掲げ、変化の激しい事業環境のなかにおいても、自ら挑戦を続け、市場やお客様から選ばれ続ける企業となることを目指します。

事業環境につきましては、地政学リスクの継続、原材料・エネルギーコストの高止まり、為替変動に加え、中国・アジア勢を中心とした国際的な価格競争の激化など、依然として先行き不透明な状況が続いています。特に、昨今の中東情勢緊迫化に伴う原油・ナフサ価格の変動やエネルギー供給の不安定化は、原燃料の調達及び製品輸送コストを押し上げるリスクとなっています。当社グループでは、調達先の分散化や販売価格への適正な反映等によりこれら影響の抑制に努めていますが、このような環境下において、当社グループが持続的な成長を実現するためには、付加価値創出を重視した事業構造への転換を一層加速させ、競争力の強化を図ることが不可欠であると認識しています。中期経営計画2年目として、当社グループが重点的に取り組むべき課題は以下のとおりです。

第一の課題は収益力の強化と事業ポートフォリオの改善です。特に収益性に課題を有する事業につきましては、初年度の取り組みを踏まえ、事業方針のさらなる明確化、販売戦略の見直しなどを進め、早期の収益改善を図ります。また継続的な価格改定や販売数量の拡大を通じて、安定的な利益創出の構築に取り組めます。

第二の課題は、研究開発の強化と迅速化による競争力強化です。営業と研究を一体化した事業本部制のもと、顧客課題を起点としたテーマ創出から、開発、評価、市場投入までのプロセスをさらに高度化し、意思決定の迅速化と責任体制の明確化を通じて競争力のある製品・サービスの創出を推進します。

第三の課題は、人財を最重要な経営資源と位置づけ、その能力を最大限に引き出す組織づくりです。挑戦を評価し、失敗から学び改善につなげる企業文化への定着を図ることで、社員一人ひとりの創意工夫を新たな付加価値の創出へと結びつけ、「挑戦し、選ばれる会社へ」という年度標語の実現につなげます。

当社グループは、中期経営計画2年目としてこれらの課題に引き続き真摯に取り組み、施策の実行力と成果創出を重視することで持続的な企業価値向上を図り、株主の皆さまのご期待に応えます。

【ご参考①】 任意の指名・報酬委員会の設置について

当社グループは、取締役の指名・報酬に関する手続きの公正性・透明性・客観性を強化し、株主・投資家の信頼向上とコーポレート・ガバナンスの充実を図ることを目的として、任意の指名・報酬委員会を2025年12月に設置しました。

本委員会は、取締役会の決議により選定された3名以上の取締役で構成し、その過半数は独立社外取締役とします。また、委員長は取締役会の決議により、独立社外取締役である委員の中から選定されます。本委員会は、取締役会の諮問に応じて、以下の事項について審議し、その内容を取締役に答申します。

- (1) 取締役の選任・解任（株主総会決議事項）に関する事項
- (2) 取締役の報酬等に関する事項
- (3) 後継者計画（育成を含む）に関する事項
- (4) その他指名・報酬に関する重要事項

【ご参考②】 サステナビリティの取り組み

当社グループは、社是「産業を通じて、国家・社会に貢献する」のもと、化学メーカーとして117年を超える歴史で培ったコア技術と経験を基に、持続可能な社会の構築に貢献しています。国連グローバル・コンパクトが掲げる原則やSDGs（持続可能な開発目標）を指針とし、特に「③すべての人に健康と福祉を」「⑦エネルギーをみんなにそしてクリーンに」「⑨産業と技術革新の基盤をつくろう」「⑫つくる責任つかう責任」「⑰パートナーシップで目標を達成しよう」の5項目を重点課題として取り組んで

います。

2025年12月には、持続的な成長と企業価値向上を目的として、「サステナビリティ推進基本方針」を策定しました。本方針に基づき、「環境」「人権と労働」「企業倫理」「サステナブル調達」を重要課題と位置づけ、バリューチェーン全体での取り組みを強化していきます。

推進体制については、2025年度にサステナビリティ委員会の体制見直しを行い、ESG及びサステナビリティ施策を深化させてきました。2026年度は同委員会を核として、ステークホルダーとの対話を通じた相互信頼関係の構築に努めるとともに、これら非財務戦略を中期経営計画「SMART 2030」の成長戦略と連動させ、取り組みを一層加速させていきます。

当社グループは今後も、ESG基本方針のもと、「こたえる、化学。」を追求し、人々の環境や暮らしを守り、安全・快適性を高めることで、社会から信頼される企業であり続けます。

【ご参考③】資本コストや株価を意識した経営の実現に向けた対応

当社グループは、資本効率の向上と持続的な企業価値の増大を経営の最重要課題の一つとして認識しています。2026年3月期末時点のPBR（株価純資産倍率）は1倍を上回る水準で推移していますが、これを一過性のものとすることなく、引き続き資本コストを意識した経営を実施していきます。

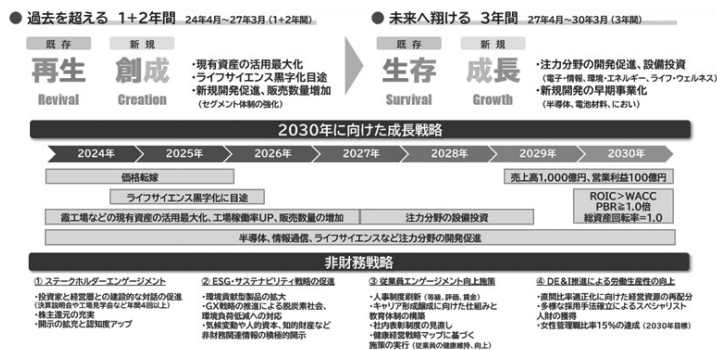
1. 資本効率の向上に向けた取り組み

中期経営計画「SMART 2030」において、ROIC（投下資本利益率）を重要な経営指標（KPI）として掲げ、2030年3月期に8.0%以上を達成することを目指しています。自社のWACC（加重平均資本コスト）を十分に上回るROIC及び投資収益を継続的に確保することで、資本収益性のさらなる向上を図っていきます。

2. 株主還元の方針

利益配分につきましては、将来の成長に向けた内部留保の確保と、株主の皆さまへの利益還元のバランスを考慮し、「長期的かつ安定的な配当」を基本方針としています。

- （1）配当目標：「SMART 2030」の最終年度である2030年3月期に向け、連結配当性向40%を目標とした積極的な株主還元を推進します。
- （2）内部留保の活用：確保した内部留保は、国際競争力の強化に資する研究開発や、将来の成長を牽引する設備投資へ重点的に投入し、中長期的な企業価値の最大化に努めます。



【ご参考④】政策保有株式について

上場株式の保有・縮減の考え方

1. 保有の最適化：資本効率の向上と中長期的な企業価値向上に資するかを常に評価し、政策保有株式の保有規模の最適化を図ります。
2. 合理性の検証：全銘柄について、リスク・リターンや資本コスト等を踏まえ取締役会で毎年検証しています。保有目的や投資額等の合理性が認められない場合は、市場への影響等に配慮しつつ、順次売却を検討します。
3. 対話と行使：建設的な対話を通じて投資先企業との相互理解を深めています。議決権行使にあたっては、当社及び投資先企業の中長期的な企業価値・株式価値の向上に資するかを総合的に判断し、適切に行使します。
4. 縮減目標：当社が保有する政策保有株式については、2030年3月末に政策保有株式の時価総額を連結純資産額の10%未満まで縮減を進めていきます。

会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 20,422,000株
 (2) 発行済株式総数 10,684,321株
 (3) 当期末株主数 4,939名 (前期末比1,255名減)
 (4) 大株主

株主名	持株数 千株	持株比率 %
日本マスタートラスト信託銀行(株) (信託口)	1,131	10.66
(株)日本カストディ銀行 (信託口)	903	8.51
BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD A C I S G (F E - A C)	450	4.25
第一生命保険(株)	429	4.05
片山晃	425	4.01
D K S 取引先持株会	380	3.59
野村證券(株)	340	3.21
(株)みずほ銀行	295	2.78
(株)京都銀行	287	2.70
第一工業製薬従業員持株会	284	2.68

- (注) 1. 千株未満は切り捨てて表示しています。
 2. 持株比率は自己株式73,237株を控除して計算しています。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況

	株式数 株	交付対象者数 名
取締役 (社外取締役を除く)	4,386	4
社外取締役	285	3
監査役	1,230	4
合計	5,901	11

(6) その他株式に関する重要な事項

当事業年度においては、公募による自己株式の処分（一般募集）を実施したほか、役員に対する譲渡制限付株式報酬及び従業員持株会向け譲渡制限付株式インセンティブとして自己株式の処分を行ったことにより、自己株式数が減少しています。

会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

社外役員に関する事項

①重要な兼職先である他の法人等と当社との関係

取締役 奥山 喜久夫及び橋本 克己の両氏の兼職先と当社との間には、特別の関係はありません。

取締役 中野 秀代氏の兼職先である(株)トリアスと当社との間に I R 関連の業務委託取引はありますが、当社の取引額に占める割合は 1 % 未満であり、主要な取引先ではありません。また、その他の兼職先と当社との間には、特別の関係はありません。

監査役 高橋 利忠及び宮永 雅好の両氏の兼職先と当社との間には、特別の関係はありません。

②主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況及び期待される役割に関して行った職務の概要	出席状況		
			取締役会	指名・報酬委員会	監査役会
取締役	奥山 喜久夫	主に大学での研究で培った知見を踏まえ、取締役会では特に事業研究を中心に、専門的な立場から積極的な提言を行う等、意思決定の妥当性・適正性の確保に寄与しています。また、研究部門のアドバイザーとして各研究テーマの方向性や産学官連携の推進に関与し、研究成果の社会実装と持続的成長に貢献しています。	14回 /14回	3回 /3回	—
取締役	橋本 克己	公認会計士として長年企業監査に携わった経験と幅広い知見から、取締役会では特に財務会計や経営戦略等について、専門的な立場から積極的な提言を行う等、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしています。さらに、任意の指名・報酬委員会の委員長としての役割に加え、当社代表取締役及び社外役員で構成されるアドバイザー・ボードでは議長を務め、取締役会の実効性向上及びガバナンス体制の強化を主導しています。	14回 /14回	3回 /3回	—
取締役	中野 秀代	主に資産運用会社及びIR・PR支援会社における経営経験で培った知見を踏まえ、取締役会においては、特にグローバルな資本市場の視点も交えながら、当社の事業戦略及びIRに関する事項について専門的かつ建設的な提言を行い、意思決定の妥当性・適正性の確保に寄与しています。また、経営説明会等にも適宜出席し、その場で得られる投資家の関心や資本市場の反応を踏まえた助言を行うことにより、取締役会における議論の充実や、当社の資本市場との対話の深化に貢献しています。	14回 /14回	3回 /3回	—
監査役	高橋 利忠	金融業界における経理・財務経験とIT企業の監査業務で培った幅広い知見から、取締役会において、意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っています。また、監査役会においては、当社の経理システム並びに内部監査について適宜、必要な発言を行っています。	14回 /14回	—	13回 /13回
監査役	宮永 雅好	企業経営及び大学教授として培った学術的知見を踏まえ、取締役会においては、意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っています。また、監査役会においては、当社の経理システム並びに内部監査について適宜、必要な発言を行っています。	14回 /14回	—	13回 /13回

会計監査人の状況

(1) 当社の会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

(注) 国外の連結子会社につきましては、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けています。

(2) 報酬等の額

① 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額 51百万円

(注) 1. 当社と会計監査人との監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、これらの合計額を記載しています。

2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容及び職務遂行状況の適切性・妥当性の検討並びに報酬見積り等の算出根拠等について確認し、審議した結果、これらについて適切であると判断したため、会計監査人の報酬等の額について同意しています。

② 当社及び当社の子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 53百万円

(3) 非監査業務の内容

当社は、有限責任あずさ監査法人に対して、自己株式の処分に係るコンフォートレター作成業務についての対価を支払っています。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社では、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定めるいずれかの事由に該当すると認められる場合、監査役会が監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任します。また、上記の場合のほか、会計監査人に会社法、公認会計士法等の法令違反・抵触がある場合、その他監査を遂行するのに不十分であると判断される場合等、その必要があると判断した場合には、監査役会の決定により、会計監査人の解任または不再任を株主総会の付議議案とします。

業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制の概要は、以下のとおりです。（最終改定 2026年4月27日）

①取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- イ. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合しているか監督するために有為な、当社及び子会社の業務執行及び使用人の経験が無い社外取締役を引き続き選任します。
- ロ. 代表取締役は、社外取締役との相互認識と信頼関係を深めるため、引き続き社外取締役との定期的会合を行います。
- ハ. 『企業倫理憲章』『役員・従業員行動宣言』を遵守するとともに、内部監査部門を設置して内部統制体制をさらに整備し、当社及び子会社の社会的信用を維持、向上させることに努めます。
- ニ. 反社会的勢力と一切の関係を持たず毅然とした態度で臨むことによって、反社会的勢力による被害の防止に努めます。
- ホ. 取締役会に付議する案件は、事前に『経営会議』で慎重に審議し、また法務部門を関与させるなど、適法な意思決定に努めます。

②取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

『文書規程』『品質文書管理規程』『契約書等の取り扱いに関する規程』等の各規程を維持または改善し、また職務上の意思決定またはその執行に係る文書の作成、保存及び管理が適正に行われるよう努めます。

③損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- イ. 『リスク・危機管理規程』に従って、リスク管理が最重要と考えられる伝染病、テロ、事業所・工場での事故、災害、環境破壊、製品上の瑕疵・欠陥などによる損失の予防、また関係者の安全確保にも努めます。
- ロ. 『リスクマネジメント統制委員会』を設置し、リスク管理システムに基づきリスクの低減に努めます。
- ハ. 『リスクマネジメント統制委員会』は、『リスク・危機管理規程』及びこれに基づく『危機管理マニュアル』の適正な運用に努めます。

④取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- イ. 取締役会を毎月開催し、職務の執行に遅滞の無い意思決定が行われるよう努めます。
- ロ. 取締役会で経営戦略、計画及び成果を議論する場を設け、社外取締役や社外監査役の多角的な意見を経営に活かし、当社及び子会社の持続的成長と中長期的な企業価値の向上を促す役割を果たすよう努めます。
- ハ. 『業務分掌規程』『職務権限規程』などを維持または改善し、各取締役間の合理的な業務分掌及び相互牽制が機能するよう努めます。

⑤使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- イ. 『コンプライアンス統制委員会』を設置し、法令または企業倫理上における問題の発生予防に努めます。
- ロ. 内部通報制度として『公益通報ホットライン』を設置し、社内及び社外の通報窓口を通じて、正規の職制を通じては解決が困難な問題へも適切に対処できるよう努めます。
- ハ. 『企業倫理憲章』『役員・従業員行動宣言』『公益通報ホットライン』等の使用人への浸透を図り、法改正や他社で重大な不祥事が発生したときには、適宜必要な周知や教育及び指導に努めます。

⑥当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- イ. 子会社の主体性を損なわない範囲で子会社を当社の上記各体制に服させ、また『関係会社管理規程』に基づいて子会社経営の管理を行い、企業集団における業務の執行が法令及び定款に適合するのみならず効率的に行われ、また情報や損失の危険が適切に管理されるよう努めます。
- ロ. 関係会社の管理は、当該関係会社を所管する部門が、定期的な会議と都度の報告とミーティング、毎月の業績報告で、業務の報告や意見交換の機会を確保します。

⑦監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項

- イ. 監査役の職務を補助すべき使用人を引き続き設置します。
- ロ. 監査役の職務を補助すべき使用人には管理職待遇者を当て、また人数は監査役会と協議の上決定します。

⑧監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性、並びに監査役の当該使用人に対する指示の実効性確保に関する事項

- イ. 監査役の職務を補助すべき使用人の選任、解任、人事異動または解雇は、監査役会と協議の上決定します。
- ロ. 取締役は、監査役による監査役の職務を補助すべき使用人に対する指揮命令に干渉しないものとします。

⑨取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

- イ. 当社または当社の子会社において、取締役の不正行為、法令若しくは定款の重大な違反または当社及び子会社に著しい損害を与えるおそれのある事実を発見するときは、当社及び当社の子会社の取締役、使用人及びこれらの者から報告を受けた者は、監査役に対し、速やかに当該事項を報告しなければならないものとします。
- ロ. 当社及び当社の子会社は、上記の監査役への報告が妨げられず、また当該報告を行ったことを理由として当該報告者が不利な取り扱いを受けることがないように、必要な体制を整備するものとします。
- ハ. 取締役及び使用人並びに子会社の取締役及び使用人は、業務執行に関する事項について、監査役から報告または資料の閲覧を求められるときは、速やかに報告をし、また閲覧の便宜を図るものとし、万一子会社の取締役及び使用人がこれを拒むときには、取締役は子会社の取締役及び使用人に対し、適切な指導を行うよう努めます。
- ニ. 常勤監査役は、『経営会議』『リスクマネジメント統制委員会』『コンプライアンス統制委員会』ほか、監査上重要な会議に引き続き出席します。

⑩その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- イ. 監査役の監査が実効的に行われることを確保するため、必要な素養、知識、経験を有し、取締役から独立した社外監査役を引き続き選任します。
- ロ. 内部統制監査に当たっては、内部監査部門は監査役との連携に努めます。
- ハ. 代表取締役は、監査役との相互認識と信頼関係を深めるため、引き続き常勤監査役及び社外監査役との定期的会合を行います。
- ニ. 監査役がその職務の執行過程で生ずる費用の支払いまたは債務の負担を請求するときには、正当な理由がある場合を除き、これを拒むことができないものとします。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当事業年度における業務の適正を確保するための体制の運用状況は、以下のとおりです。

①取締役の職務執行の適正性及び効率性の確保に関する取り組み

- イ. 取締役会は、原則、毎月開催し、当事業年度は14回開催しました。また社外取締役を3名選任し、豊富な経験や専門知識を通じた有用な意見や提言及び経営陣から独立した立場からの監督により、取締役会の意思決定及び監督の妥当性を確保しています。
- ロ. 取締役会の事前審議会議である『経営会議』を当事業年度は18回開催し、重要事項の執行に関する案件を審議しました。

②損失の危険の管理に関する取り組み

- イ. 『リスクマネジメント統制委員会』を年4回開催し、『リスク・危機管理規程』及びこれに基づく『危機管理マニュアル』を適正に運用し、リスク回避と低減に努めました。
- ロ. 発生事象に対しては、状況把握、『リスク・危機管理規程』、『危機管理マニュアル』等の再整備を行うとともに、再発防止に努めます。

③使用人の職務執行の適正性の確保に関する取り組み

- イ. 『コンプライアンス統制委員会』を年2回開催し、課題を明確化することで企業集団全体の改善を図っています。
- ロ. 『公益通報ホットライン』では、社内の通報窓口及び社外の第三者による通報窓口の運用を継続して通報機会の提供と運用強化を図っています。
- ハ. 『企業倫理憲章』『役員・従業員行動宣言』『公益通報ホットライン』等の浸透を、掲示及び企業倫理月間、意識調査等を通じて行いました。また、担当部門及び関係者による法令研修を行う等して使用人への浸透を図っています。

④当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正性の確保に関する取り組み

『関係会社管理規程』に基づいて企業集団における業務の執行を管理し、定期の業務報告に加えて、国内、海外それぞれで全体会議や各社との会議を定期的に開催し、相互の意見交換に努めました。

⑤監査役の監査の実効性の確保に関する取り組み

- イ. 監査役は、取締役会、監査役会に出席するほか、監査計画に基づき監査を行うとともに、代表取締役との面談を行い職務執行状況等に関する意見交換を行いました。
- ロ. 常勤監査役は、『経営会議』、『リスクマネジメント統制委員会』、『コンプライアンス統制委員会』等の重要会議に出席するほか、重要書類の閲覧、事業所や工場、事業部門及び国内外の子会社や関連会社の調査を行う等、常勤監査役が必要とする情報の適切な提供を受け、監査を実施し、監査役会に報告しています。
- ハ. 監査役の職務を補助すべき使用人として1名の管理職待遇者を設置し、取締役の干渉を受けない独立性を維持しました。

財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、当社株式の大量取得を企図する買付について、その当否は株主の皆様のご判断に最終的には委ねられるべきものと考えています。

しかし、買付の中には当社の企業価値や株主共同の利益を害するものがあり得ます。そのような買付は、当社や株主の皆様の利益を守るため、当社は当然にこれを阻止しなければならないと考えます。また、そうでなくとも、当該買付の当否を株主の皆様に的確にご判断いただく機会を確保するため、当該買付の当社の企業価値や株主共同の利益への影響如何を慎重に見極め、最も適切な措置を講じる必要があると認識しています。

目下のところ、当社は、株式の大量取得を企図する買付者が出現するときに備える、いわゆる「買収防衛策」は導入していません。なお、「買収防衛策」の導入につきましては、株主総会で「買収防衛策」導入の決議ができる旨を定款に定めた上で、判例の動向や専門家の見解等を踏まえつつ、慎重に検討を行ってまいりました。この結果、当社を取り巻く環境の変化を鑑み、金融商品取引法による大規模買付行為に対する規制の浸透により、株主の皆様に適切にご判断いただくための必要な情報や時間の確保が一定程度担保されたこと、また当社経営目標の達成に向けた施策の着実な実行とコーポレートガバナンスの強化の取り組みこそが、株主の皆様との共同利益の確保及び向上を推進すると考えることから、現時点では「買収防衛策」導入の必然性は低いと判断しています。

しかしながら、経営を負託された当然の責務として、当社の株式取引や株主異動を常に注視する一方、株式の大量取得を企図する買付に備えた体制や手順の整備に努めていきます。また、実際にそのような買付者が出現するときは、直ちに当社として最も適切と思われる措置を講じる所存です。すなわち、社外の専門家を交えて大量買付の評価や買付者との交渉を行い、当該買付が当社の企業価値や株主共同の利益にそぐわないと認識されるときには、具体的な対応措置の要否やその内容等を速やかに決定し実行する体制を整えます。

以上は、当社グループ会社の株式を大量に買付しようとする者に対しても、同様です。

以上の金額については、表示単位未満を切り捨てにより、比率については、表示単位未満を四捨五入により記載しています。

連結株主資本等変動計算書

(2025年4月1日から2026年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当連結会計年度期首残高	8,895	7,275	21,575	△2,449	35,296
当連結会計年度変動額					
剰余金の配当			△1,161		△1,161
親会社株主に帰属する当期純利益			6,169		6,169
自己株式の取得				△1	△1
自己株式の処分		3,058		2,288	5,347
連結子会社株式の取得による持分の増減		△19			△19
株主資本以外の項目の当連結会計年度変動額（純額）					
当連結会計年度変動額合計	—	3,039	5,007	2,286	10,334
当連結会計年度末残高	8,895	10,315	26,583	△162	45,631

(単位：百万円)

	その他の包括利益累計額				非支配株主持分	純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	為替換算 調整勘定	退職給付 に係る 調整累計額	その他の 包括利益 累計額合計		
当連結会計年度期首残高	1,606	1,412	413	3,432	5,775	44,504
当連結会計年度変動額						
剰余金の配当						△1,161
親会社株主に帰属する当期純利益						6,169
自己株式の取得						△1
自己株式の処分						5,347
連結子会社株式の取得による持分の増減						△19
株主資本以外の項目の当連結会計年度変動額（純額）	2,164	223	587	2,975	443	3,418
当連結会計年度変動額合計	2,164	223	587	2,975	443	13,753
当連結会計年度末残高	3,770	1,636	1,000	6,407	6,218	58,257

(注) 記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しています。

連結注記表

1. 連結計算書類作成のための基本となる事項

連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数 12社

(2) 連結子会社の名称

四日市合成(株)、ゲンブ(株)、京都エレックス(株)、第一セラモ(株)、第一建工(株)、(株)バイオコクーン研究所、池田薬草(株)、晋一化工股份有限公司、Sisterna B.V.、PT DAI-ICHI KIMIA RAYA、帝開思（上海）国際貿易有限公司、蘇州開翼電子材料有限公司

(3) 非連結子会社の名称

該当事項はありません。

なお前連結会計年度において非連結子会社であった晋一国際投資有限公司については、当連結会計年度において清算終了したことに伴い非連結子会社から除外しています。

持分法の適用に関する事項

(1) 持分法適用の非連結子会社及び関連会社数 2社

(2) 持分法適用の非連結子会社及び関連会社の名称

ケイアンドディーファインケミカル(株)、DDFR Corporation Ltd.

なお前連結会計年度において持分法適用の非連結子会社であった晋一国際投資有限公司については、当連結会計年度において清算終了したことに伴い持分法適用の範囲から除外しています。

(3) 持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社の名称

該当事項はありません。

(4) 持分法の適用手続に関する特記事項

持分法の適用会社のうち、事業年度が連結会計年度と異なる会社については、各社の直近の事業年度に係る計算書類を使用しています。

連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、晋一化工股份有限公司、Sisterna B.V.、PT DAI-ICHI KIMIA RAYA、帝開思（上海）国際貿易有限公司及び蘇州開翼電子材料有限公司の決算日は12月31日です。

連結計算書類の作成にあたっては、同日現在の計算書類を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っています。

会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しています。)

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

② デリバティブ……………時価法

③ 棚卸資産

商品及び製品、仕掛品、原材料……………月次総平均法による原価法

(貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定しています。)

貯蔵品……………最終仕入原価法による原価法

(貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定しています。)

(2) 減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産……………定額法

(リース資産を除く)

② 無形固定資産……………定額法

(リース資産を除く)

③ リース資産……………所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、自己

所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しています。

また、所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しています。

(3) 繰延資産の処理方法

社債発行費……………社債発行費については、支出時に全額費用処理する方法を採用しています。

(4) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金……………売上債権等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しています。

② 賞与引当金……………従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しています。

(5) 外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しています。

なお、在外子会社等の資産及び負債は、各社の決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は、期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部におけるその他の包括利益累計額の為替換算調整勘定及び非支配株主持分に含めて計上しています。

(6) ヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しています。

また、為替変動リスクのヘッジについて振当処理の要件を充たしている場合には振当処理を、金利スワップについて特例処理の条件を充たしている場合には特例処理を採用しています。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段……金利スワップ取引、為替予約取引

ヘッジ対象……長期借入金、売掛金、買掛金(予定取引を含む)

③ ヘッジ方針

為替変動リスク及び金利リスクの低減並びに金融収支改善のため、対象債権債務(予定取引を含む)の範囲内でヘッジを行っています。

④ ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間において、ヘッジ対象とヘッジ手段の相場変動の累計を比較し、両者の変動額等を基礎にして判断しています。

ただし、為替予約の振当処理及び特例処理によっている金利スワップについては、有効性の評価を省略しています。

(7) 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付に係る負債は、従業員の退職に備えるため、当連結会計年度末における見込額に基づき、退職給付債務から年金資産の額を控除した額を退職給付に係る負債(ただし、年金資産の額が退職給付債務を超える場合には退職給付に係る資産)として計上しています。

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10~15年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しています。

未認識数理計算上の差異については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額及び非支配株主持分に含めて計上しています。

なお、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっています。

(8) 収益及び費用の計上基準

当社及び連結子会社の顧客との契約から生じる収益は、主に製品の販売によるものであり、これら製品の販売については、製品が顧客に引き渡された時点において顧客が当該製品に対する支配を獲得し履行義務が充足されると判断していることから、顧客に製品を引き渡した時点で収益を認識しています。ただし、出荷時から当該製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の間である場合には、出荷した時点において当該製品の支配が顧客に移転されると判断し、出荷時点で収益を認識しています。

なお、売上リベート等の顧客に支払われる対価については、取引価格から減額する方法によっています。

取引の対価は履行義務を充足してから1年以内に受領しており、重要な金融要素は含まれていません。

2. 連結貸借対照表関係

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 62,051百万円

(2) 国庫補助金等による圧縮記帳額

国庫補助金等による圧縮記帳額は次のとおりです。

建物及び構築物	420百万円
機械装置及び運搬具	456百万円
工具器具備品	3百万円
計	880百万円

(3) 担保に供している資産及び担保に係る債務

担保に供している資産は次のとおりです。

建物及び構築物	1,588百万円
土地	3,442百万円
計	5,030百万円

上記に対応する債務は次のとおりです。

短期借入金	648百万円
長期借入金 (1年以内返済予定の長期借入金含む)	359百万円
計	1,007百万円

3. 連結株主資本等変動計算書関係

(1) 発行済株式の種類及び総数に関する事項

(単位：千株)

株式の種類	当連結会計年度期首株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末株式数
普通株式	10,684	—	—	10,684

(2) 剰余金の配当に関する事項

- ① 2025年6月25日開催の定時株主総会において次のとおり決議しています。

普通株式の配当に関する事項

配当金の総額	526百万円
1株当たり配当額	55円（内、10円は記念配当）
基準日	2025年3月31日
効力発生日	2025年6月26日

- ② 2025年10月30日開催の取締役会において次のとおり決議しています。

普通株式の配当に関する事項

配当金の総額	634百万円
1株当たり配当額	60円
基準日	2025年9月30日
効力発生日	2025年12月5日

- ③ 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの
2026年6月23日開催の定時株主総会において次のとおり決議することを予定しています。

普通株式の配当に関する事項

配当の原資	利益剰余金
配当金の総額	954百万円
1株当たり配当額	90円
基準日	2026年3月31日
効力発生日	2026年6月24日

4. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|-----------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 4,904円22銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 606円28銭 |

5. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、設備投資計画及び投融資計画に照らして必要な長期性資金（主に銀行借入や私募債発行、新株発行）を調達しています。また、損益計画及び運転資金収支に照らして短期的な運転資金（主に銀行借入）を調達しています。なお、一時的な余資については、安全性の高い金融資産で運用しています。

受取手形及び売掛金、電子記録債権は、取引先の信用リスクに晒されています。当該リスクに関しては、経理規程等に従い、管理を行っています。投資有価証券は、時価等の変動リスクに晒されていますが、主に取引先企業の株式であり、定期的に把握された時価等が取締役会に報告されています。

支払手形及び買掛金、電子記録債務、社債、借入金等は資金調達に係る流動性リスクに晒されていますが、当社財務管理部においてグループ全体の資金計画について、管理しています。

デリバティブ取引は、為替、金利に係る相場変動リスクを回避するため利用し、投機を目的とした取引は一切実施しないこととしています。当該リスクに対しては、取引権限及び取引限度額等に関する社内ルールに従い、管理を行っています。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2026年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。なお、市場価格のない非上場株式（連結貸借対照表計上額400百万円）は、「その他有価証券」には含めていません。また、現金は注記を省略しており、預金、受取手形及び売掛金、電子記録債権、支払手形及び買掛金、電子記録債務、短期借入金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しています。

（単位：百万円）

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 投資有価証券			
その他有価証券	8,197	8,197	—
(2) 社債（1年以内に償還予定のものを含む。）	6,000	6,003	3
(3) 長期借入金（1年以内に返済予定のものを含む。）	20,119	20,045	△73
(4) リース債務（1年以内に返済予定のものを含む。）	1,483	1,490	6
(5) デリバティブ取引	—	—	—

(3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しています。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しています。

① 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券 その他有価証券 株式	8,197	—	—	8,197

② 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
社債（1年以内に償還予定のものを含む。）	—	6,003	—	6,003
長期借入金（1年以内に返済予定のものを含む。）	—	20,045	—	20,045
リース債務（1年以内に返済予定のものを含む。）	—	1,490	—	1,490
デリバティブ取引	—	—	—	—

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しています。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しています。

社債（私募債）（1年以内に償還予定のものを含む。）

社債（私募債）の時価は、元利金の合計額を当該社債の償還期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値によって算定しており、レベル2の時価に分類しています。

長期借入金（1年以内に返済予定のものを含む。）、リース債務（1年以内に返済予定のものを含む。）

これらの時価は、元利金の合計額を、同様の新規借入又はリース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しています。長期借入金のうち、一部の変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当社グループの信用状態は、借入れの実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によって算定しており、レベル2の時価に分類しています。

デリバティブ取引

金利スワップの特例処理によるもの及び為替予約の振当処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金、売掛金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金、売掛金の時価に含めて記載しています。
なお売掛金は短期間で決済されるため、時価が帳簿価額に近似するものであることから時価の記載を省略しています。

6. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：百万円)

	当連結会計年度
電子・情報	30,507
環境・エネルギー	23,304
ライフ・ウェルネス	13,892
コア・アテリアル	15,182
顧客との契約から生じる収益	82,886
外部顧客への売上高	82,886

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

1. 連結計算書類作成のための基本となる事項「会計方針に関する事項 (8)収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

(3) 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

顧客との契約から生じた債権の残高

(単位：百万円)

	当連結会計年度
顧客との契約から生じた債権 (期首残高)	22,159
顧客との契約から生じた債権 (期末残高)	23,545

7. 減損損失に関する注記

当連結会計年度において当社グループは、以下の資産グループについて、減損損失を計上しています。

(1) 減損損失を認識した資産グループの概要

(単位：百万円)

場所	用途	種類	減損損失
京都エレックス㈱ (京都府京都市)	電子部品用導電性ペースト製造 設備	機械装置及び運搬具	32
		工具器具備品	34
		その他	10
蘇州開翼電子材料有限公司 (中国 常熟市)	電子部品用導電性ペースト製造 設備	建物及び構築物	92
		機械装置及び運搬具	74
		その他	41
合 計			286

(2) 減損損失の認識に至った経緯

京都エレックス㈱が営む事業については、営業活動から生ずる損益が継続してマイナスとなっていることから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を特別損失に計上しています。回収可能価額については使用価値により測定していますが、将来キャッシュ・フローが見込まれないことから、零として評価しています。

蘇州開翼電子材料有限公司が営む事業については、当初想定していた収益が見込めなくなったことから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を特別損失に計上しています。回収可能価額については使用価値により測定していますが、将来キャッシュ・フローが見込まれないことから、零として評価しています。

(3) 資産のグルーピングの方法

当社グループの事業用資産においては、独立したキャッシュ・フローを生み出す最小単位を基礎として資産のグルーピングを行っています。当社の事業用資産について、従来は製品の組成及び製造方法に応じた区分を最小単位として資産のグルーピングを行っていましたが、報告セグメントの変更に伴い、継続的に損益の把握を実施している管理会計上の単位が変更されたことから、工場単位でのグルーピングに変更を行っています。遊休資産については個別単位でグルーピングを行っています。連結子会社については主に会社単位を基準としてグルーピングを行っています。

◎ 連結注記表の記載金額及び株式数は、表示単位未満を切り捨てています。

また、1株当たり情報につきましては、表示単位未満を四捨五入しています。

株主資本等変動計算書 (2025年4月1日から2026年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本						
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他 利益剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計
当期首残高	8,895	6,655	625	7,281	478	12,198	12,677
当期変動額							
剰余金の配当						△1,161	△1,161
当期純利益						6,250	6,250
自己株式の取得							
自己株式の処分			3,058	3,058			
会社分割による減少			△934	△934			
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）							
当期変動額合計	—	—	2,124	2,124	—	5,089	5,089
当期末残高	8,895	6,655	2,750	9,406	478	17,287	17,766

(単位：百万円)

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	自己株式	株主資本 合計	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	△2,449	26,405	1,600	1,600	28,006
当期変動額					
剰余金の配当		△1,161			△1,161
当期純利益		6,250			6,250
自己株式の取得	△1	△1			△1
自己株式の処分	2,288	5,347			5,347
会社分割による減少		△934			△934
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）			2,159	2,159	2,159
当期変動額合計	2,286	9,500	2,159	2,159	11,659
当期末残高	△162	35,905	3,760	3,760	39,665

(注) 記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しています。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しています。)

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

② デリバティブ……………時価法

③ 棚卸資産

商品及び製品、仕掛品、原材料……………月次総平均法による原価法

(貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定しています。)

貯蔵品……………最終仕入原価法による原価法

(貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定しています。)

(2) 減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産……………定額法

(リース資産を除く)

② 無形固定資産……………定額法

(リース資産を除く)

③ リース資産……………所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、自己

所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しています。

また、所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しています。

(3) 繰延資産の処理方法

社債発行費……………社債発行費については、支出時に全額費用処理する方法を採用しています。

(4) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金……………売上債権等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しています。

② 賞与引当金……………従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しています。

③ 退職給付引当金……………従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しています。

イ. 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっています。

- ロ. 数理計算上の差異の費用処理方法
数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌事業年度から費用処理しています。
- ④ 関係会社事業損失引当金 関係会社の事業に係る損失に備えるため、当該会社の財政状態等を勘案し、損失見込額を計上しています。
- (5) 外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準 外貨建金銭債権債務は、当事業年度末の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しています。
- (6) ヘッジ会計の方法
- ① ヘッジ会計の方法 繰延ヘッジ処理を採用しています。
また、為替変動リスクのヘッジについて振当処理の要件を充たしている場合には振当処理を、金利スワップについて特例処理の条件を充たしている場合には特例処理を採用しています。
- ② ヘッジ手段とヘッジ対象 ヘッジ手段……金利スワップ取引、為替予約取引
ヘッジ対象……長期借入金、売掛金、買掛金(予定取引を含む)
- ③ ヘッジ方針 為替変動リスク及び金利リスクの低減並びに金融収支改善のため、対象債権債務(予定取引を含む)の範囲内でヘッジを行っています。
- ④ ヘッジ有効性評価の方法 ヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間において、ヘッジ対象とヘッジ手段の相場変動の累計を比較し、両者の変動額等を基礎にして判断しています。
ただし、為替予約の振当処理及び特例処理によっている金利スワップについては、有効性の評価を省略しています。
- (7) 退職給付に係る会計処理の方法 退職給付に係る未認識数理計算上の差異の会計処理の方法は、連結計算書類の会計処理の方法と異なっています。
- (8) 収益及び費用の計上基準 当社の顧客との契約から生じる収益は、主に製品の販売によるものであり、これら製品の販売については、製品が顧客に引き渡された時点において顧客が当該製品に対する支配を獲得し履行義務が充足されると判断していることから、顧客に製品を引き渡した時点で収益を認識しています。ただし、出荷時から当該製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の間である場合には、出荷した時点において当該製品の支配が顧客に移転されると判断し、出荷時点で収益を認識しています。
なお、売上りべと等の顧客に支払われる対価については、取引価格から減額する方法によっています。
取引の対価は履行義務を充足してから1年以内に受領し、重要な金融要素は含まれていません。

2. 貸借対照表関係

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 42,031百万円

(2) 国庫補助金等による圧縮記帳額

国庫補助金等による圧縮記帳額は次のとおりです。

建物	192百万円
構築物	119百万円
機械装置	147百万円
工具器具備品	1百万円
計	460百万円

(3) 保証債務

関係会社の仕入先からの買掛金に対し債務保証を行っています。

京都エレックス(株) 630百万円

(4) 関係会社に対する金銭債権、債務（区分掲記したものを除く）は次のとおりです。

- ① 短期金銭債権 5,997百万円
- ② 短期金銭債務 862百万円

3. 損益計算書関係

関係会社との取引高	売上高	12,650百万円
	仕入高	7,606百万円
	営業取引以外の取引高	8,132百万円

4. 株主資本等変動計算書関係

自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：千株)

株式の種類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	1,108	0	1,035	73

(注) 1. 普通株式の自己株式の株式数の増加0千株は、株主からの単元未満株式の買取請求による増加です。

2. 普通株式の自己株式の株式数の減少1,035千株は、公募による自己株式の処分1,000千株及び譲渡制限付株式報酬として当社役員等に対し交付したことによる自己株式の処分35千株です。

5. 税効果会計関係

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(繰延税金資産)

関係会社株式評価損	453百万円
賞与引当金	278百万円
減損損失	165百万円
棚卸資産評価損	135百万円
未払事業税	110百万円
投資有価証券評価損	94百万円
減価償却超過額	45百万円
その他	318百万円
繰延税金資産小計	1,602百万円
評価性引当額	△820百万円
繰延税金資産合計	781百万円

(繰延税金負債)

その他有価証券評価差額金	△1,603百万円
土地評価益	△452百万円
前払年金費用	△208百万円
その他	△45百万円
繰延税金負債合計	△2,310百万円
繰延税金資産の純額	△1,528百万円

6. 関連当事者との取引関係

関連当事者との取引

(単位：百万円)

属性	会社等の名称	議決権の 所有割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	四日市合成㈱	100.00 直接所有	当社の商品等 の製造業務 役員の兼任	仕入高 (注1)	4,810	買掛金	544
子会社	帝開思(上海)国際貿易 有限公司	100.00 直接所有	当社の製品等 の輸出入業務 役員の兼任	売上高 (注2)	6,680	売掛金	1,543

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 1. 四日市合成㈱からの商品等の仕入れについては、毎期交渉の上、仕入価格を決定しています。

2. 帝開思(上海)国際貿易有限公司への製品等の販売については、毎期交渉の上、販売価格を決定しています。

7. 収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「連結注記表 7. 収益認識に関する注記」に同一の内容を記載していますので注記を省略しています。

8. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	3,738円12銭
(2) 1株当たり当期純利益	614円28銭

◎ 個別注記表の記載金額及び株式数は、表示単位未満を切り捨てています。

また、1株当たり情報につきましては、表示単位未満を四捨五入しています。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年5月8日

第一工業製薬株式会社
取締役会御中

有限責任 あずさ監査法人
京都事務所
指定有限責任社員 公認会計士 小幡 琢哉
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 鈴木 慧史
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、第一工業製薬株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、第一工業製薬株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年5月8日

第一工業製薬株式会社
取締役会御中

有限責任 あずさ監査法人
京都事務所
指定有限責任社員 公認会計士 小幡 琢哉
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 鈴木 慧史
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、第一工業製薬株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの第162期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監査報告書

当監査役会は、2025年4月1日から2026年3月31日までの第162期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査規程に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監査するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年5月11日

第一工業製薬株式会社 監査役会

常勤監査役 古澤佳幸 ㊟

常勤監査役 橋本賀之 ㊟

監査役 高橋利忠 ㊟

監査役 宮永雅好 ㊟

(注) 監査役高橋利忠及び監査役宮永雅好は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以上